







| | | | | | | |
|--------|--|--|--|--|-----|---|
| 決 裁 | 議 長 | 局 長 等 | 次 長 | リ-ダー | 担 当 | 合 議 |
| |  |  |  |  | |   |

様式第6号（第8条関係）

令和4年11月25日

養父市議会議長 様

養父市議会議員 田路 之雄

政務活動概要報告書

政務活動の概要を下記のとおり報告します。

記

- 1 活動月日 令和4年11月1日（火）～11月2日（水）
- 2 活動場所 滋賀県大津市唐崎二丁目13番1号
全国市町村国際文化研修所（国際文化アカデミー）
- 3 活動目的 議員研修を受講することにより、議会の使命と議員の職責を学び、また、議会基本条例の継承、評価、検証の進め方などについて、議会人としてどうすれば良いのか考え、理解を深めるため。
- 4 活動内容 「議会改革を考える～先進事例に学ぶ住民参加・情報公開～」に参加して、「DX時代時代における地方議会の展望」として“善政競争で議会改革を！”学ぶ
講師：早稲田大学名誉教授 北川正恭 氏
早稲田大学マニフェスト研究所 事務局長 中村 健 氏
徳島県那賀町議会議員 議会改革特別委員長 柏木 岳 氏
茨城県取手市議会事務局次長 岩崎 広宣 氏
- 5 活動成果
 - (1) 地方分権推進法、地方分権一括法より、国と地方は上下主従関係から対等協力、そして、二元代表の議会と首長執行部も対等関係となった。これを踏ま



えて、何よりもまず民主的自治制度においては議会こそが民意を反映する機関としてすべての根幹である。

議会（議事機関）と首長（執行機関）の権限が明確に分ち合って相互に牽制し合う二元の代表制である以上、議会は、「執行機関と一歩離れ、二歩離れない」適度の距離間を保つことが大切だと理解した。

- (2) 養父市議会は「養父市議会基本条例」を平成 22 年 3 月に制定している。今後議会において、政務活動費、議員の定数、議員報酬額の問題についての論議が交わされると推察される。今回の研修の学習効果としては、量的削減は改革でも何でもなく先細りとなること。議会活動の質的充実を図ることが順序ではないか。住民自治の視点で議会活動など市民との意見交換会で市民に直接意見を聞けば良い。県下の西脇市議会では年に 45 回の議員報告会を開催し、住民の意見を吸収し、議員間討論をして政策提言をしている。住民からは高い評価を得て、その結果、住民からの政務活動費増額の機運が高まっている。
- (3) 地方議会が地方を変える時代になっている。よって、議員個人の活動から、議長を中心とした「チーム議会」として議会活動をしななければならない。このチーム議会と議会事務局とが一体となり、執行部と掛け合うことが、これからの住民自治において重要である。
- (4) 受講者 4 名が 1 組の班編成をし、各班員の議会発行の広報誌の「議会だより」の内容について、ホワイトボードにポストイットを入れワークショップを開催した。その中でファシリテーションの技法（会議やミーティングを円滑に進める技法）を使って、メンバーの発言を促しながら議論を広げ、時間内に重要ポイントを引き出す方法を学習した。

以上